六十六号議

東京都立公園 条 例 0) 部 を改 正する条

右の 議案を提出する。

平 成三十一年二月二十日

者 東京 都 知 事 小 池 百 合

子

提

出

東京都立公園条 外例の 一 部を改正する条例

東京都立 一公園 条例 (昭和三十一年 東京都条例第百 七号) 0) 部 を次のように改正する。

別表第三 0) 項中 「一万三百五十九円」 を 「一万二千五百六十八円」に改め、 同 表二 0) 項中 「六百八十三万八千百 円 を

七百七十三万二千三百円」に改め る。

別 表第 兀 中 「九百九十 ・四円」を「千百四十六円」 「五百十二円」に、 に、 「八百八十八円」を「千二十四 円 に、 三百百 五. + 五 円 を 几 百 九

「七千百四円」

を

「八千百九十二円」に、

万六千六百円」を「一万九千

二百円」 に、 五十 九円」 を「六十八円」に改める。 円

兀

百四十

四

円

を

附 則

1 こ の 条例 は、 平 ·成三十 一年 几 月一 日 から 施行する。

2 この条例 0 施 行 0) 際、 この条例による改 正 前 の東 京都立公園 条 例の規定により、 既に 納付す べきものとされているこの条

例 0 施 行 0) 日 以 後 0) 使用又は占用に係る使 用料又は 占用 料に 0 (V 7 は、 なお従前 の例 による。

(提案理 由

使 用料及び 占用料 の上 一限額を改定する必要がある。

六号 議 東 京都立公園条例 0 部 を改正する条例